



これから冬にむけて出番となるストーブについての大事なお話。
電気ストーブを使用する機会が増えると思いますが、1点ご注意ください。
石油ストーブと違い、電気ストーブは炎がなく安心と思われがちですが、
実はストーブ火災の75%は電気ストーブ（令和3年度消防庁調べ）。高温のヒーター部
分からの引火が原因となっていますので、使用の際には以下のポイントを守って適切にご
使用ください。

- ⚠️ 周囲に燃えやすいものを置かない！
- ⚠️ 外出時や就寝時は必ず電源を切る！
- ⚠️ ストーブの上で洗濯物を干さない！
- ⚠️ 使わないときは電源プラグをコンセントから抜く！
- ⚠️ 電源プラグやコードが傷んでいたら使用しない！



羽田地区不燃化相談サイトのご案内

重点整備路線対象者向けの情報の他、羽田地区の不燃化に
向けた建替え助成制度等をご紹介します。今後内容の充
実を図るべく情報を更新して参りますので、ぜひご覧ください。



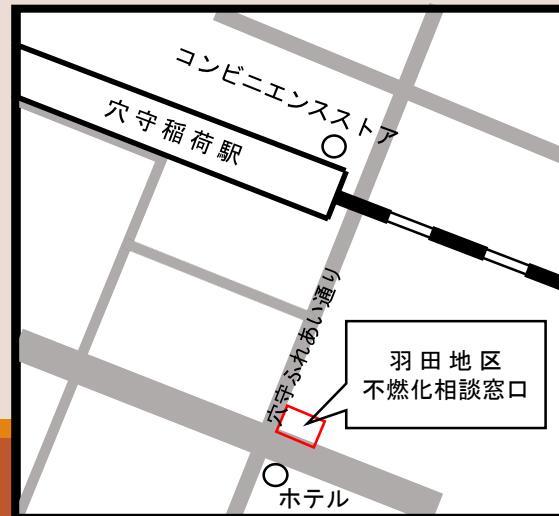
ホームページはコチラから

ホームページアドレス（<https://www.funenkamadoguchi.com/>）

羽田地区不燃化相談窓口のご案内

住 所：大田区羽田4-11-4山口ビル1F
電 話：03-6423-8118
営 業 日：月・火・木・金・土（年末年始・祝日・第5土曜除く）
営 業 時 間：10：00～18：00（12：00～13：00除く）

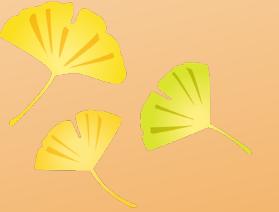
【案内図】



【外観】



重点整備路線沿道ニュース



発行：大田区まちづくり推進部防災まちづくり課・用地課
株式会社URリンケージ

皆さまにとってより相談しやすい窓口へ！



皆さまに、よりお立ち寄りいただけるよう、今年5月に羽田
地区不燃化相談窓口の相談スペースを明るく開放的な配置にし
ました。ぜひ、お気軽に窓口へお越しください。

今年度、皆さまからのご協力を得ながら、重点整備3路線の
道路拡幅が進んできております。

また、9月に羽田特別出張所で開催されました『事前復興ま
ちづくり訓練』に参加した際には、地域の皆さまから、緊急避
難路として道路拡幅が必要というご意見を多くうかがいました。

引き続き、羽田地区の災害に強く燃えにくいまちづくりへの
ご協力をお願いいたします。

羽田神社例大祭でまちづくりへの気持ちを新たに！

4年ぶりに制限がない形での開催となった羽田神社例大祭を、私たちURリンケージの担当も初めて体感しました。

当日は灼熱の太陽のもと、羽田神社本社大神輿・各町会の御神輿が街を練り歩き、熱気あふれる名物「ヨコタ」の独特な担ぎ方に圧倒されました。また、重点整備3路線についても提灯や万国旗が吊るされ、普段見慣れている街並みが一変していて大変驚きました。

地域の皆さまが大事にされている伝統行事に触れ、改めて羽田の良さを残しながら、安全・安心なまちづくりに貢献したいと思った一日でした。



羽田地区不燃化
相談窓口前にて



万国旗が飾られている
1号路線にて

～令和5年度実施報告～

(令和5年9月30日現在)

皆さまのご協力のもと、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|-----------|------|
| 1 測量の実施 | 17画地 |
| 2 物件調査の実施 | 13画地 |
| 3 補償説明の実施 | 20画地 |
| 4 移転完了 | 2画地 |

ご協力ありがとうございました。

引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。



～用地補償Q&A～（税金の優遇措置編）

用地取得に関して、皆さまがお持ちの疑問等について、丁寧にお答えしていきます。今回は「税金の優遇措置編」ということで、皆さまからいただいたご質問にお答えいたします。

Q 土地売買契約、物件移転補償契約等で受け取る補償金は課税されるのか。

A 道路拡幅事業に協力し、お受け取りになる補償金には次のような税金の優遇措置があります。（棚卸資産を除きます。）詳しくは羽田地区不燃化相談窓口までお問い合わせください。

【譲渡所得に対する課税の特例】

次のうち、いずれかひとつを選択できます。

1) 5,000万円の特別控除

土地等の譲渡価額からその資産の取得費と譲渡経費を差し引いた残額について、5,000万円までが特別控除されます。なお、この特例は、公共事業のために早期に土地等を譲渡した方についてのみ適用されるものであり、以下の条件があります。

- 最初の買取り等の申し出をした日から6ヶ月以内に譲渡したこと。
- 同一事業で2ヶ年にまたがって2回以上に分けて譲渡した場合は、最初の年の譲渡資産に限られること。
- 大田区から最初に行取りの申し出を受けた者であること。（買取り申し出後に売買や贈与等を行った場合、特別控除は認められません。）なお、同一年に2つ以上の公共事業により資産を譲渡した場合でも、特別控除の額は、5,000万円が限度です。

2) 代替資産の取得による課税の繰延

公共事業のために資産を譲渡し、原則として資産の譲渡があった日から2年以内に、その対価補償金で一定の代替資産を取得した場合には、代替資産の取得に充てられた補償金に対応する部分は譲渡がなかったものとみなされます。なお、お手元に残った補償金は課税の対象となります。